

教育費税金払戻し

ここに記載の情報は、教育費税金払戻し (ETR: Education Tax Refund) を得る資格があるかどうか、また、いつその請求ができるかに関するものです

請求する資格がある人とは？

2008年7月1日から2009年6月30日までの所得年間で、小学校及び中等教育に関して適格な教育費を支払い、以下の条件にあてはまる場合は、その教育費の最高50%までを税金払戻しとして請求できます：

- 家族向け優遇税 (FTB: family tax benefit) パートAを受給した
- その子供に関連してある支払いを受けたためにFTB パートAを受給できなくなった
- 年度中にその子供が全日制の学校に通わなくなった、または、決められた以上の収入を得たために FTB パートAを受給できなくなった。

FTB パートAの支給が止められてしまう支払いの種類：

- 社会保障年金または手当 - 例として、ユース・アローワンス (若年手当) など
- 労働市場プログラム支給
- 規定の教育制度 - 例として、ABSTUDY生活費手当など。

自活学生の場合とは？

自活している学生は、その所得年度中に支払った適格な教育費に対し以下の全項があてはまる場合、その払戻しを請求できます：

- 社会保障年金または手当、労働市場支給、または以下のような規定の教育制度支給を受けた
 - ユース・アローワンス (若年手当)
 - ABSTUDY生活費手当
 - *Military Rehabilitation and Compensation Act 2004* (2004年軍人更生及び賠償法) に従う退役軍人子供教育制度および支給
 - 身体障害者援助年金
- その支払いの対象となるような独立した個人であった
- 中等教育を受けていた
- 25歳以下だった
- (1991年社会保障法にあてはまる) オーストラリアの居住者だった、または (1958年移民法にあてはまる) 特別ビザ保持者だった
- オーストラリアに住んでいた。

❗ 請求の期間は一年間通してでなくともよく、どのぐらゐの期間でも条件にあえば請求できます。

どのような教育費を請求できますか？

以下のものの購入、設置、修復、維持にかかった費用を請求できます：

- ラップトップや家で使うコンピュータ
- コンピュータ関連機器で、プリンタ、USBフラッシュドライブ、障害を持つ学生用コンピュータ補助用具など
- ホーム・インターネット接続
- 学習用のコンピュータソフトウェアで、例として、ワードプロセッサ、スプレッドシート、データベースおよびプレゼンテーション・ソフト、インターネット・フィルタやウィルス対策ソフトなど
- 教科書やその他紙面の学校教材で、例として、規定の教科書や、関連教材、学習ガイドや文房具など
- 規定の職業道具。

以下は請求できません：

- 授業料
- 制服費
- 遠足など学校課外活動参加費
- 個人指導費
- 楽器
- スポーツ用具
- 科目徴収金
- コンピュータ・ゲームやコンソール
- 建設徴収金
- 図書費
- 生徒記念写真
- 寄付金
- 校内売店で使った金額
- キャンセル待ち料金
- 交通費
- 会費。



請求額はいくらですか？

子供の全面的な養育者の場合

子供を全面的に養育する方は、請求資格のある費用の50%を請求できます：

- 請求資格が適用する小学生は、1人につき750ドル - つまり、払戻し額は最高375ドルまで
- 請求資格が適用する中等学校生徒は、1人につき1500ドル - つまり、払戻し額は最高750ドルまで。

その年度の経費が払戻し額限度を超える場合、超過金額は、請求資格があるかぎり次年度の払戻し請求に加算することができます。

! 2008年7月1日から購入した品目の領収書を必ず保管してください。あとで請求金額や超過金額を計算するときに役立ちます。

子供の分担養育者の場合

子供の養育を分担している方は、以下の方法を使って払戻し額を計算してください：

- FTB パートAを受給している場合、FTB パートA同様の分担養育比率を使うこと。
- あなたまたは子供がなんらかの支払いを受けたためにFTB パートAが支給されなかった場合、年度中に自分が世話をした子供の宿泊数の比率を使って計算すること。

自活学生の場合

自活している学生は、最高1500ドルまでの経費に対して請求できます。つまり、中等学校で勉強する学生が受け取る最高払戻し額は750ドルです。

払戻しの請求方法は？

「Tax return for individuals 2009 (個人所得税2009年)」の項目**T6**で払戻しを請求できます。受け取る資格のある払戻しは、すべて指定の銀行口座に直接振り込むか、または小切手で支払います。

所得税を申告する必要がない場合は、*Education tax refund claim 2009 (教育費税金払戻し2009年)*を使うことができます。これは2009年7月1日から入手可能になります。

払戻しは、指定の銀行口座に電子振込みか小切手で支払われます。

! 子供を全面的または分担で養育し払戻しを請求したい場合、FTB パートAを受給しているか、またはFTB パートAの支給が止められたなんらかの支払いを受給している場合のみ可能であることに注意してください。

詳しい情報

請求用紙や詳しい情報を入手する方法：

- 税務署のウェブサイト www.ato.gov.au をご覧ください
- 刊行物配布サービス **1300 720 092** まで電話でお問い合わせください
- **13 28 61** まで電話でお問い合わせください
- 税務署の事務所 (Shopfront) へお越しください
- 以下の宛先へ手紙でお知らせください

GPO Box 9990

In your capital city

英語がうまく話せないが税務署の係員と話したい場合は、翻訳・通訳サービス、電話**13 14 50**に連絡すると電話での援助を受けることができます。

聴覚・言語障害でお困りの方で、適切なTTYもしくはモデム機器の利用が可能な方は**13 36 77** までお電話下さい。TTYやモデム機器を利用できない方は、**1300 555 727** の Speech to Speech Relay Serviceまでお電話にてお問い合わせください。

課税局のたゆまぬ努力

税務署は信頼のおけるアドバイスをみなさんに提供することをお約束します。そのために正確な刊行書の作成に常に努力しています。

当刊行書に記載のアドバイスが正確でなかったり、誤解を招いたり、あるいは、その結果、間違いを起こしてしまった場合でも税務署は法律を正確に適用しなければなりません。そのために、税務署 に対してお金を支払う義務がある場合は、それを支払っていただくようお願いしますが罰金は請求しません。また、妥当かつ誠意のある行為によるものであれば利子は請求しません。

税務署のアドバイスに従っているつもりで正直な間違いを起こしてしまい、そのために当局に対してお金を支払う義務が生じた場合、罰金は請求しませんが、その金額は支払っていただきます。また、利子が請求されることもあります。

間違いを訂正した結果、税務署がお金を支払う義務がある場合はその金額をお支払いします。また、利子を受ける権利のある方には利子もお支払いします。当刊行書が自分の状況を反映していないと感じる方、またはどのように適用しているのかわからないという方は、さらに詳しいアドバイスを税務署から受けることができます。

法律の変更に従って刊行物の内容を定期的に修正していますので、なるべく最新の情報をご覧ください。不確かな場合は、税務署のウェブサイト、www.ato.gov.au で最新版を調べるか、直接、お問い合わせください。

当刊行書の情報は**2008年12月**現在のものです。